

建設現場の遠隔臨場について

制度の概要

【令和7年4月1日から施行】

- 土木部が発注する工事のうち、「土木工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」、「立会」または「検査」に適用
- 令和7年度より「検査」にも適用拡大
- 受注者からの申し出により実施する
- 費用は、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に計上
- 施工計画書に(1)適用種別、(2)使用機器と仕様、(3)実施方法を記載して監督員の確認を受ける
- 記録と保存は必要なし
- 施工計画書に記載した全ての項目で遠隔臨場を実施した場合、工事成績評定の創意工夫で評価する
- アンケート調査に回答をお願いします

試行対象

- 「段階確認」、「材料確認」、「立会」…全ての工事、工種
- 「検査」…出来ばえを現地確認する必要がある工事の竣工検査を除く全ての検査
(「中間検査」、「部分竣工検査」、「出来形部分検査」、「出来形の確認を行うことで足りる工事の竣工検査」
または「その他契約者が認めた工事における竣工検査」)

注意事項

- 一般的なモバイル端末(AndroidやiPhone)の使用も可能

試行要領と解説

- 香川県ホームページに試行要領と解説を掲載しています
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/gijutsukikaku/kaikaku/enkakurinzyo.html>

